

入札(契約)保証金について

1 入札保証金

- (1) 入札説明書に記載しているとおり、入札に先立ち入札保証金の納付が必要です。
必要な金額を次のいずれかで納付してください。

・現金

・小切手（入札日の10日前から入札日までの間に振出されたもの。指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払い保証をしたものに限る。

振出人が入札参加者の小切手は取扱不可

※指定金融機関等は別紙のとおり。

- (2) 入札保証金の額

入札者が見積もる契約金額の100分の5以上が必要です。

入札書記載金額との関係は、『入札書記載金額 $\times$ 110/100 $\times$ 5/100以上（円未満切上）』となります。

（例）入札書に10,000円と記入する場合

$$\left[\begin{array}{l} 10,000 \text{ 円} \times 110/100 = \underline{11,000 \text{ 円}} \cdots \text{入札者が見積もる契約金額} \\ 11,000 \text{ 円} \times 5/100 = 550 \text{ 円} \cdots \text{入札保証金の最低額} \end{array} \right]$$

- (3) 納付期限及び方法

①入札前までに入札保証金納付書（別添様式参照）により納付してください。

入札保証納付書には、次のとおり押印が必要です。

- 〔 ・「代表者本人」が入札に参加する場合 → 代表者印
・「代理人」が入札に参加する場合 → 委任状に押している印（代表者印は不要）

②金額等を確認したうえで、入札保証金保管書を交付します。

③入札終了後、不落札の方には入札保証金を還付します。その際、保管金受領書に200円の収入印紙を貼付してください。

④落札された方には、契約保証金納付の際（契約保証金を免除するときは契約締結後）に還付します。

2 契約保証金

落札者は、契約金額の10分の1以上の契約保証金が必要です。契約保証金の納付方法については、別途通知します。

ただし、下記3(2)等に該当する場合は免除されます。

3 免除

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、当該保険契約の証書を提出することにより、入札保証金が免除されます。

- (2) 過去3年間に於いて、国及び地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行している実績がある場合は、「入札(契約)保証金免除申請書」（別添様式参照）を提出することにより、入札(契約)保証金が免除される場合があります。

〔 入札（契約）保証金免除申請書提出期限：令和8年3月11日（水）午後5時15分
申請書の審査結果は、令和8年3月18日（水）までに通知 〕